第2回さいたま市犯罪被害者等支援条例(仮称)制定懇話会議事録

- 1 日 時 令和2年8月7日(金)午後1時30分から
- 2 場 所 さいたま市役所2階特別会議室
- 3 出席者 【委 員】横山座長、悳委員、新井委員、荒井委員、佐々木委員 佐藤委員、竹山委員

【事務局】渋谷市民生活安全課長 白谷課長補佐兼交通防犯係長 伊藤主査、加藤主事

- 4 懇話会の詳細
- 議題(1)第1回懇話会のご意見に対する回答について
- 議題(2)さいたま市犯罪被害者等支援条例(仮称)の制定について

(座長)

第 2 回ということで非常に重要な議論になるかと思うので率直な、積極的な意見をお願い したい。

今日は条例の骨子をある程度決めなければならないのと、要綱の内容をある程度話を進めたいと思う。

条例の素案をある程度詰めるのが先かなと思っているので、そちらを先にやりたい。 資料の1の第 1 回懇話会で出たご意見に対する事務局の回答に関して、みなさんも言いたいこと聞きたいことあるかと思うので、条例の部分と要綱の部分と分けてやっていきたい。 まずは条例の話だが、参考として見ていただきたいのが資料1、資料2、資料5、資料6。 第 1 回懇話会で出たご意見に対する事務局の回答について、条例に係わるというところとしては、③と⑦と認識しているが、事務局もその認識でよろしいか。

(事務局)

はい。

(座長)

では③について説明をお願いしたい。

#### (事務局)

横浜市の条例第 10 条に犯罪被害者の市外居住者に対する支援があるので、横浜市に確認した。

横浜市については、市外居住者の犯罪被害者に関する情報は警察から援助センターに連絡 が入ることはある。その場合、援助センターから各市町村に連絡している。

市外居住者から電話や窓口に問合せがあった場合も、可能な範囲で情報提供を行い、相談にも応じると聞いている。

#### (座長)

この点について、資料5の条例のたたき台の中では、市外居住者に対する援助が特段入れられていないが、前回の懇話会の議論の中では全員一致で入れるべきとの話になったかと思うが、事務局としては入れない方向で考えているということか。

# (事務局)

市外居住者の支援については、条例には含めない方向で考えている。 要綱に含めるなど、運用のなかで考えたい。

# (座長)

ただ、要綱のほうで入れるといっても、条例のたたき台の定義では、「犯罪被害者等」について、犯罪等により害を被ったもので市内に住所を有するものと、市内に住所を有するものに限定している。

そうすると要綱も、市内に住所を有するものという限定が前提になってしまうのではないか。

条例に入れずに、要綱のほうに入れるのは、無理ではないか。矛盾してしまうのではないか。 みなさんご意見いかがか。

#### (委員)

要綱ではちょっと。

#### (座長)

前回議論したところではあるが、みなさんの意見はいかがか。 条例には入れずに運用の中でやるというが、逆にやらないのではないか。

#### (委員)

市外の人であった場合どのように対応するのか。

### (座長)

基本的に市外だと、いわゆる金銭的な支援は難しいと思う。

では市外だからといって、一切知らないということではなく、居住の市に何らかの情報提供など、何かお手伝いできないか。

## (委員)

必要な情報提供含め、警察が関与することもあるのですよね。

# (委員)

あります。

#### (委員)

救済がきちんとされるということであれば問題ないが。

### (委員)

被害者の負担も減ると思う。

### (座長)

横浜市は、市内に住所を有しないものが、市内で発生した犯罪により害を被った場合は、そのものが住所を有する地方公共団体と連携及び協力して、第 8 条に規定している支援を行うものとするとして、あくまで情報提供、助言というものに限るので、そういう意味では特段に税金使って云々という話ではないので積極的にこれはやったほうがいい。

### (委員)

確認できるのであればいいが。

積極的に救済する文言が無いとちょっとどうか。

限定する意味で書いてしまうのはどうだろう

### (座長)

さいたま市のたたき台だと、さいたま市に住所を有するものに限るとしており、限定になってしまうが、横浜市のような条項を入れるのであれば、犯罪被害者の定義に市内に住所を有するものというところを削除しないと矛盾するので、犯罪被害者の概念は、実際の個々の支援は別だが、あくまで犯罪被害者という概念自体は、市内に住所を有する者に限らないという形になる。

難しいですかね。

何かうまい表現の仕方があればいいのだが。

# (委員)

条例で限定してしまうのはよろしくないと思う。

条例市内に住所を有するものとしてしまうと、ほんとに住んでいる人しか支援を受けられなくなってしまうわけで、前回そういう話をしたと思っていたが。

#### (座長)

もちろん市内に住所を有するものというのも、このたたき台だと時点がはっきりしない。 犯罪時、申請時、両方必要かというものはっきりしないので、要綱の中で個々の支援におい て限定していくべきなのかなという気がする。

#### (事務局)

市内に住所を有する時点に関しては、要綱で犯罪発生時か、申請時か等を要綱で振り分けることを想定している。

犯罪発生時に市内に住所を有していれば受けられる支援と、申請時に市内に住所を有していれば受けられる支援を要綱で定義することを考えている。

#### (座長)

要綱で限定することは構わないが、条例の定義の(2)で市内に住所を有するものと限定することは必要か。

できるだけ広く犯罪被害者を救うとすれば、ここでは限定する必要性がないのでは。

実際市内で犯罪被害に遭った方なわけだから、他の市でも情報提供や助言など協力はすべきではないのかなと思う。

### (事務局)

こちらの方の考え方としては、市に情報が入れば情報は提供する。

警察から市外の方の情報が入るかどうかは別として、情報が入れば、市町村や他県の援助センターに情報提供はする。

ただ、具体的な支援はできないので、犯罪被害の情報提供のみになってしまう。

情報提供だけであれば、当然やるべきことなので、条例に含める必要はないのではないかという考え方もある。

### (座長)

(2)の定義のところの犯罪被害者等を市内に住所を有するものと限定するのであれば、運用でどうやって入れるか。

条例で限定しているのに、要綱で広げることはできないのではないか。

何の根拠規定もなく運用でやるとしたら、担当者が変わったらやらなくなる可能性がある。

## (委員)

実際に、さいたま市で都内からきた方が被害に遭われている方がいらっしゃる。

センターでは埼玉県在住か埼玉県で発生した事件の被害者を対象にやっているので支援はできるが、さいたま市で支援を受けたい場合、例えば都内から通勤しているだれだれさんが、さいたま市で被害を受けた場合、経済的なものは無理だとしてもそこに係わる支援が受けるというのは、市内在住とうたっている以上できないのではないか。

運用というが、大元で限定しているので要綱で広げるというのは無理なのでは。

# (委員)

先ほど支援ができないとおっしゃっていたが、経済的な支援はできないとしても、相談とか を受けるといった支援はできるのですよね。

### (事務局)

そのように考えている。

# (委員)

1つの支援として、犯罪被害者として載せているので構わないと思う。

市内に限ることなく相談は受けるよ、当然つなぐこともしますよという意味で、市内に限定する必要はないかと。

#### (座長)

他の市も全部とは言わないが、多くの市は、市内に在住しているものという限定はつけていない。

さいたま市だけ、限定するのはどうかと思う。

#### (事務局)

検討する。

#### (座長)

横浜市の 10 条に関して、さいたま市の条例にも入れるべきという意見は、皆さん変わりなくということでよろしいか。

次に、第1回懇話会の意見に対する回答の資料1の⑦、条例の見直しについて説明をお願いしたい。

#### (事務局)

条例を頻繁に改正することなく運用できるよう、条例では犯罪被害者等支援に関する基本 理念、市・市民等及び事業者の責務、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定める。

一方、要綱において、日常生活支援等の詳細事項を定めることで、新たな支援策の追加など、 必要に応じて、改正できることから弾力的な運用ができるので、条例には見直し時期などは 記載しない方向で検討している。

# (座長)

資料6は私の方で作った条例のたたき台であるが、最後のページの附則の2に、「市はこの条例施行後、2年目を目途として、被害の実情、支援の実状を勘案し、施策のあり方を検討していく必要があると認められる場合、その結果に基づいて条例の見直しを行うこととする」と入れてみた。

刑法の性犯罪の関係で、施行後の見直しを行うというところを参考に作ってみたがどうか。

#### (委員)

見直しを継続していただかないと、その時の情勢に沿って変わっていくものなので、被害者 支援も同様。

必要な支援も増えていく可能性もあるし、明確な年数を明記しないのはどういうことなのか伺いたい。

#### (事務局)

基本的には、条例にどこまで載せるかで変わってくる。

支援内容などを細かく載せれば制度に変更がある度に議会の承認を得る必要が出てくる。

本市の案では、家事の支援、その他必要な支援という表現にしているが、そこに支援名称等 を併記した場合、変更するたびに条例の改正が必要になってしまう。

条例では、ある程度、大きな括りのなかで記述し、要綱の方で削除・追加する等、弾力的な 運用をしていくことを考えている。

ただ、条例に載せていない項目だから、要綱にも載せないという考え方ではない。 他の市町村でも変更が必要なものについては要綱を改正しながら運用している。 条例にあらかじめ年数を決めて変更する規定を載せるものではないと考えている。 必要に応じて条例を改正できるようにしておき、何年ごとに見直す必要があるなしは明記 する必要はないというのが私たちの考え方である。

#### (座長)

条例のたたき台に、意見の反映という項目があるが、具体的に意見の反映はどのようにやるか、検討しているのか。

犯罪被害者、有識者、市民からの意見を反映するよう努めるようにすると書かれているが、 実際に検討会議を立ち上げて、例えば年に 1 回開催するのであれば、見直しの年数まで明 記する必要はないと思う。

そこはどう考えているか。

#### (事務局)

横浜市は条例のなかで、庁内と他の関係機関との連携・協力する総合的支援体制を整備する こととしているが、さいたま市として、こうした取組を取り入れることについて、結論がで ていない。

#### (座長)

今日、条例をある程度固めておかないといけない。重要な話かと思うが。

条例に入れるのか、要綱レベルで対応するのか。今日中に、方向性を決めるべきところでは ないのか。

# (委員)

必ずしも 2 年毎に変えなければいけないわけではなく、検討する会議を作るということは 問題ないような気がするのですが。

#### (座長)

必要があると認めるときだけに見直しを行い、施策のあり方について検討をするだけでもよいのではないか。

市はきちんと一定の期間ごとに被害・支援の実情をきちんと見て、施策のあり方について検 討を加えるというのは、あるべき姿勢で良いと思う。

条例が抽象的なものだということは理解している。

実際に明石市は先行して作ったことで何度も条例を改正している。

いろんなことが進んで、今の支援体制が一番ではなく、進化する可能性がある。

改正の余地はゼロではない。

施策のあり方、要綱の方で見直すものについて意見を取り入れるというさいたま市の姿勢 を示すものになるので、被害者支援の取組として入れるべきではないか。

さいたま市が何を懸念しているのか不明だが、例えば予算的な部分で実績がないから、ベースが見えない。

見直すといわれても予算編成に困ってしまうのであれば基礎データを用意する等、バック アップすればよいが、めんどうくさいと言っているのかよくわからない。

前向きに市が取り組んでいるということは、先進的なさいたま市であるいいアピールになると思う。

他の政令市と差が出るいいチャンスだと思う。

#### (委員)

改正するってわけではなく、見直す機会を設けないと、人はどこで意見を言えばよいかわか らなくなってしまい、やらなくて済んでしまう。

見直しの機会を作るという意味で、2年を目途として載せていると思う。

絶対に改正して、議会に挙げてくださいとかそういうことではなく、改正のきっかけや見直 しをする機会を作った方が良いと思う。

#### (座長)

刑法も改正に向けて動いている。

実際それに合わせて動いていく必要もあるし、検討の場を設けることは必要だと思う。 前回必要ということで意見が一致していたということもあるが、検討してもらえないのか。 ここでの議論すら反映されないのに、条例のたたき台にもある「意見の反映」は実際にされ

実効性のあるものにするのであれば、入れる必要があると率直に思う。

次に、それ以外の前回の意見に対する回答は、要綱がらみなので後回しにしたいと思う。 条例に係わるところで、さいたま市のたたき台を見ていただくと、1 枚目の裏の真ん中辺り の見舞金及び日常生活の支援というところに、経済的負担の軽減を図るため見舞金の支給 とか、そういうものが、1~5まで羅列されている。この書き方がどうなのか。

資料6を見ていただきたいが、いろいろな市を参考にたたき台としたものだが、経済的負担の軽減と日常生活支援と項目ごとに明記している。

基本的に言っていることは変わらないので、見た目の問題、項目的な問題だと思うがどうか。 他市を見てみると、結構まとめて書いているところもそれなりにある。

大阪は別々に分けて書いてある。

#### (委員)

分けてあった方がわかりやすい。

### (座長)

項目だけを見て、自分が受けられそうな支援が見つかるよう見やすくしては。

# (委員)

見舞金を支給できる人、支給できない人は分かれていた方が良い。 生活支援だけの方もいるだろう。

#### (座長)

大阪のように項目は別にしたほう方が良い。

項目を見ると、経済的負担の軽減、日常生活が困難になったときの支援、精神被害が早期に 回復できるような支援、住居に居住することが困難な場合や転居費用や雇用の安定などが ある。

他市を見ると、安全の確保に向けた支援があるところとないところがある。

一時保護は、居住の安定というより、安全なのかなという気がする。

分けた方が良いのかなと思う。

また、個人情報の取り扱いが非常に重要だと思う。個人情報の適切な取り扱いを確保します、 きちんと施策しますというのが明記されているのは安心する。被害者支援において個人情 報の適切な取扱いは重要なこと、これは大前提のことでもあるので明記すべきではないか。

### (委員)

座長の意見のところでさいたま市の理念には入っていなかった。

座長の資料6の基本理念のところ3条の4で挙げていただいているということですか。

# (座長)

資料 6 の 10 条のところでも言っているのですが、理念としても入れることが必要のではないか。

個人情報の適切な取り扱いの確保は当然のことなので、大前提であることは明記すること が重要と考えている。

資料6の基本理念の1項2項5項はどこでもあるのですが、3項、4項はない市が多いのかと。

# (委員)

安全という視点からみた時のプライバシーの確保を前提としての安全ということか

### (座長)

そのとおり。

抽象的な基本理念、10条は安全確保という観点の意味合い。

資料6の基本理念の3項、4項のところはさいたま市のたたき台でも入っていないが、入れることも含めていかがか。

#### (委員)

必要かと。

住民基本台帳の閲覧情報もうまくいかないということもあったので、必要だと思う。

### (委員)

住居の安定は、安全も入るんですよね。

10条の安全の確保ですよね。

市内にあって、経済的にどうしてもという方は近くに引っ越したとしても子どもの安全が 確保できなくて心配しているという被害者もいる。

そう考えると安全が入っていると必要なことだと思う。

### (委員)

条項の中に含めるとしたら明記した方が良い。

先ほど別の委員もおっしゃっていたが、支援措置とか各市町村が行っているのでそこから 情報が漏れることも過去にあったので、条例できちんと明記した方が良いかと。

### (座長)

この部分については追加できないかご検討いただくということでよろしいか。

これ以外で条例で気になった部分はあるか。

あと条項の文言を変更した方が良いところとかがあれば。

### (委員)

前回伝え忘れてしまったのですが、条例に入れていいのか配慮いただきたいのですが、雇用 主が加害者になった場合。

会社勤めの人間が事件を起こした場合、被害者への補償なり謝罪なり雇用主が直接的に負うことは刑法上ないのでしょうが、道義的に多分存在するのだろう。

事業者の責務という観点から、項目としてあった方が良いのではないか。

根拠は、私が交通事故で息子を亡くした時に、トラックの運転者で雇用主がいた。

謝罪がないまま裁判を迎えた中で、裁判の席では雇用主である運送会社の社長と父親である会長がいる。加害者が証言台にいる。

状況もわかり、雇用主としても管理されている状態にもかかわらず、国選弁護人しか付かなかった。

道義的に雇用主が、加害者に対してアドバイスをするなりして、謝罪を促進させるだとか、 それを責務というのか不明だが、事業者に高い意識付けをしてもらうためにはありかなと 考えている。

事業者サイドの責務が直接的にはないのでどうかと疑問に思ったので言わせてもらった。

# (座長)

民事的には、使用者として責任を負いますね。

### (委員)

実際に民事になった場合は、保険会社の代理人が出てくるだけであって、裁判当事者として は顔を合わせませんから。

#### (座長)

それを言ったら加害者もそうですよね。

### (委員)

事業者の責務としてもう少しきつく言ってもいいのかなと。

#### (座長)

条例の中で謝罪を求めるような内容を入れるのは難しいと思う。

### (委員)

あくまで支えるための条例ですよね。

#### (座長)

一般的に言っている事業者の責務というところは、雇っている労働者が被害者になってしまった時に支えましょうねっていうものがメインではある。

#### (委員)

それはもちろん理解している。

拡大解釈して、加害者がステークホルダーにいるのでその人間に対する雇用主の責務が存在しないのかなという疑問。

座長がおっしゃるとおり、条例としての基本姿勢、支援をどう実行していくのかっていう条例であれば、私のコメントは拡大解釈になってしまうので大丈夫。

事業者にはコンプライアンス上、運転責任者を置く必要もあるなかでビジネスをしていく わけなので、意識をもっていただきたい。

# (委員)

精神的被害からの回復にむけた支援が、さいたま市のたたき台になかった気がする。

### (座長)

(3) 見舞金の支給のなかにある。

ただ非常にわかりにくいので分けましょうという話をした。

### (委員)

資料2のたたき台で、他市の関係もあるが、3枚目のところで被害の発生の初期段階の支援 について、大阪市と比べて抜けてしまっている。

我々、初期の段階で接することがあるが、初期段階の重要性は共有されていると思う。 項目分けでこうなっているのか、どこかに含まれているのか。

#### (座長)

資料6では、含まれていない。

確かに別項目にする必要があるかもしれない。

基本的に初期段階は情報提供がメインだと思うので、さいたま市のたたき台の相談及び情報の提供等という項目があるので、ここに被害発生初期段階から速やかにという文言を入れるというのもありうる。

### (委員)

初期段階の優先みたいなのも入れていいかも。

#### (座長)

別項目でなくても早い段階で必要というのは明記しておいた方が良い。

さいたま市のたたき台に盛り込めるか検討お願いしたい。

次に、事業者の責務のところが、一つの文章にいろいろ盛り込みすぎてわかりにくくなっているような気がする。何を言いたいかよくわからない。文章を整理していただきたい。 あと、2次被害の定義だが、最低限のことは入っていると思うが、マスメディアの過度な取

材云々は、正直入れたいなと。大阪市とか神戸市は、報道機関、取材を入れているがどうか。

# (委員)

マスメディアとかネットがすごいので2次被害が…

### (座長)

ネットは、一度載ってしまうと消すのが大変ですからね。

# (委員)

資料2の心理的外傷からの回復とか居住とかどこかに入っているとは思うけれども、わかりやすく治療に結び付けるよう明記してほしい。

大阪は項目分けしているが、さいたま市ではどこに入っているのか。

### (座長)

見舞金及び日常生活の支援の(3)に入っているが、明確性に欠けて、医療費の助成とか書いていない。そこらへんは入れた方が良いと思う。

要綱で必ず書くものであれば、それを抽象的に条例で出しても問題はないと思うので、具体 例として挙げた方が見てわかりやすい。

大阪市の方が見やすい。見やすさは重要だと思う。

基本的に一般の方はなかなか条例を熟読しようとは思わない。パッと項目を見て、自分に使えるか使えないかの判断をされると思う。

### (委員)

心的外傷ストレス障害も一般に知られていますから、わかりやすいものが良いかと。

#### (委員)

今ご指摘あったところの精神的被害のところの主語が、犯罪等により精神的な被害が主語 に見える。

座長がおっしゃったとおり、医療行為や精神的な被害だけのように受け止められるが、要綱 に落とした時に足かせみたいにならないか。

#### (座長)

精神的な被害からの回復という部分は、精神的な被害と限定になっているのは事実。 あくまで精神的被害限定で、さいたま市も考えていると思う。

#### (委員)

カバーしきれればいいが、カバーリングの範囲はこれで十分か。

### (委員)

もう少し詳しくした方が良い。曖昧なところがある。 具体的に書いた方がわかりやすいかな

#### (委員)

条例で曖昧にしておいて、要綱で具体化するという方法もあるかと思うが、

#### (委員)

そういう手もあるが、ここでいう早期に軽減し、または回復することができるような必要な 支援というところが、どうなのかな。

座長作成のたたき台の方では、関係機関と連携し、及び医療費等の助成、その他必要な施策 を行うものとするとかみ砕いている。

これぐらいかみ砕いていただいてもいいのかなという気がする。

# (座長)

必要な支援としてお金が出ないと困るので、カウンセリング費用は出すという前提で検討 しているということだから、医療費の助成その他必要な施策とあえて入れた。

他のところもそうだが、元々要綱として入れようと思っているところは、入れる根拠を明確にしておく意味があると思っているので、条例にも具体例を挙げているのはそういうこと。必要な施策の幅があるかどうかわからないので、必要な施策という抽象的な言葉を残している。

### (委員)

さいたま市の狙いが、精神的被害に遭った方々を対象とする、これが狙いならわかるのだが、 私としてはカバーできる範囲はもっと広いと思う。

性犯罪に遭われた方って精神的なもの以外に身体障害みたいなものを負われることもある のかと思うが、そういったものも医療費の対象となるか疑問に思った。

### (座長)

要綱の話になると思うが、重症見舞金に該当するのか、性犯罪については性犯罪見舞金として設けるのかの議論になる。

要綱の部分で突っ込んだ議論が必要になると思う。

大阪市のものが一番わかりやすいので、これを参考にしながら検討いただきたい。

### (委員)

事業者の責務のところに、刑事手続きについて明記していただいているが、例えば刑事手続きだけで休むことって、刑事手続きだけではないので、これ以外に配慮できる文言を入れた方が良いのでは。

# (座長)

さいたま市のたたき台は、1 文に入れ込んでしまっているのでわかりにくいが、必要な各種手続きという文言の中に入っているのだと思う。

資料6の6条では、分けているが。

### (委員)

分けていただいた方がわかりやすい。

# (座長)

条例に関して、様々な意見があったが、修正いただく方向でよろしいか。

条例については一旦ここまででよいか。

要綱の話に入りたいと思う。

まず第1回懇話会のご意見に対する回答の①について、要綱の対象のところをどう判断するかというところに係わってくるが、事務局の方から説明をお願いしたい。

### (事務局)

①の客観的に事実を確認する方法については、他市に確認したが要綱で様式を定めているところはそれを提出することで、警察からの文章を電話や文書で回答いただいている。 様式がないところについても、電話等により警察に被害届の確認をしている。 客観的な事実の確認については、現状の被害届の有無の確認のみに限られている。

# (座長)

この点はいかがか。

### (委員)

警察の届出って被害届以外に相談で終わってしまうことも多い。

実際、県営住宅とかでも被害届出さないけれども、相談履歴をもって県営住宅に優先入居することもあるが、それは含まれないという解釈になってしまうのか。

### (事務局)

犯罪被害の確認方法として、他市に照会したところ、被害届の有無を確認するという回答だった。

#### (座長)

実際、性犯罪とかで被害届を出し、加害者が起訴されれば、現状では、起訴状に被害者の名前は載ってしまう。匿名というわけにはいかない。

自分の名前を加害者に知られたくないために、被害届を出さないという選択をせざるを得ない方がいる。

加害者に名前も知られていないのにわざわざ知られてしまう、そういうケースは支援を受けられないという対応でいいのだろうか。

客観性の担保は必要であることは当然だが、特に性犯罪の場合には特殊な事情がある。

匿名で、つまり、被害者の名前が加害者に知られない形で裁判ができないかという議論はされているところではあるが、現状という観点では厳しい。

#### (事務局)

市としても、被害届を出さない方も多くいることは、承知しているが、客観的な担保をどのように捉えたらいいのか。

被害届を提出している方だけではなく、客観的な事実が分かった方もできるだけ支援していきたいとは考えているが、他市に確認した限りでは、被害届の有無で分けているとの回答だった。さいたま市としても、被害届以外に何を担保にすれば良いのか、委員の皆様にご議論いただきたい。

### (委員)

医療機関では、被害届を出されていない方がいらっしゃる。

そういった方たちがどうやって救済されるのか気になっている。

これは大きな課題として認識しておきましょう。

### (委員)

私たちのところでは、県職員(防犯・交通安全課)と一緒にやっている。

どちらかというと、警察に被害届を出していない方の相談が多い。

だからと言って相談を受けないということはない。

被害届を担保の基準にしてしまうと非常に狭い範囲での支援になってしまうのではないか。 私たちのところでは、相談員との面談は必須。

もちろんそこは県とも協議して、虚偽ではないか慎重に聞き出してそれを担保としている。 警察に行きたい方には付き添いをしているし、警察にも行く。

そこに矛盾があるとお断りすることがある。

私が犯罪被害者の相談窓口を狭山市でやると言ったら、電話がかかってきた。

公にできない方は、誰にも訴えられない。

本人が名乗り出ないと、訴えないと精神的な支援ができない、難しい。

レイプなどは刑事とか警察に訴えやすいが、陰湿な見えない部分の性的な被害は泣き寝入りしてしまう。

### (委員)

身内、兄妹間などもあり、関係性の近いものからの性被害もある。

### (委員)

金銭的なものがなくても、何年たっても心の傷は癒えない。

助けを求められる何かがあればと思う。

家庭内の兄からの性被害をしばらく抱えていた方との相談を行ったことがある。

相談後晴れやかな顔をされていたので、支援の手を差し伸べられるものがあると良い。

### (委員)

相談という形でも警察に行くケースもありますから、私たちのところに相談に来た時の事 実確認ではだめなのか。

# (委員)

それも一概には言えない。

離婚の裁判で、トラブルを警察に相談しておくと有利になると考えている人もいる。

その後実際に確認したら、そういったトラブルの事実ありませんでしたということもある。 片当事者の話だけで、全部が全部、相談履歴をもって事実を確認したとは警察としてもでき ない。

事実か否かの判断を求められても難しい。

### (座長)

どこの市だったか失念したが、基本は警察への届出が必要だが、どうしても出来ない場合で、 市長が必要と認める場合など例外の枠を少し残しておくという取り決めをしているところ があった気がする。

最初はそれで進めてみるべきか。

現実、性犯罪について被害届を要件にしてしまうのは厳しいのではないか。

要綱レベルの話なので、もう少し検討していく必要がありそう。

では、これは要検討ということで。

次に、資料1の②のところ、市内居住者が国外、県外で犯罪被害に遭われた時の対応について事務局に説明をお願いしたい。

# (事務局)

②市内居住者が国外、県外で犯罪被害に遭われた場合、支援の対象となると前回の懇話会で回答したが、再度確認した。県外で被害に遭われた方は市内と同様、客観的な事実の認定は可能だが、国外で犯罪被害に遭われたかどうかを、客観的に確認することは困難であることから、国外で犯罪被害に遭った場合は、支援の対象に含めない方向で検討している。

# (委員)

国外でテロとかに遭った方は、例えば警察を通して関係機関に確認すればわかるが、それも 対象外になってしまうのか。

#### (事務局)

大きな事件の犯罪被害者はわかると思うが、小さな事件の犯罪被害者を同様に確認できる のか疑問があり、不公平になるので国外での犯罪被害は認めない方向で検討している。

### (委員)

① にかかって来て、被害届などを出している方も救えないのか。

旅行先で被害に遭い、相談している場合、関係機関を通して情報を集めるが、被害者の方が 許可して、警察で照会したものについては対応できるようにできないか。 まったく情報が無い場合ではない

# (座長)

客観性が担保される場合もある。

### (委員)

テロはできない場合がある。

国によっては情報が得られない場合がある。

#### (委員)

県警までは、県内在住者であれば亡くなった情報が来る。 これが担保になるのであれば、情報提供できる。

### (座長)

①と②合わせてというところか。

明らかに客観性が担保できるものまで排除してしまうのはいかがか。

### (委員)

国外に関しては警察の被害届とか担保できるものに限定するのはどうか。

# (座長)

それも一つ。

そこは細かく分けるというのはあり。

### (委員)

被害届扱いにならないか。

### (委員)

出している方、出していない方で分かれる。

相談している方がいたり、治療を受けているだけの方もいる。

### (委員)

何の理由でなんでしょう。

# (委員)

その後の接触ができずに、そこまでは追えない。

### (委員)

ここで議論しているのは、発生場所というよりは、客観的な事実があることを関係機関でで きるのかどうか。

それが警察でできれば、ある程度進められる。

### (委員)

国外でわざわざない事実を話してまで治療を受けることがあるのか。

# (座長)

①との兼ね合いで客観性があるものに限るとするのであれば、国外でもさいたま市が心配 している客観的に認定することが困難という案件は対象外だから、そうすると客観性が担 保出来ているケースだけになるので、国外かどうかで結論を変える必要がないではないか という話になる。

## (事務局)

海外で被害に遭った場合を参考にしたのが、国の犯罪被害者給付金の支給等に関する犯罪被害者の支援に関する法律の中で、犯罪行為の定義が日本国内または日本航空内にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する行為という一文があるので、この法律と同様の取扱いを想定し、国外での犯罪行為は適用外とした。

# (座長)

改正か何かされていなかったか。

### (委員)

海外特別枠のようなものがあったかと思う。

### (座長)

そこは調べていただいて、検討お願いしたい。

---- (休憩) ----

# (座長)

犯罪被害者給付金の件で調べていただけたので説明をお願いしたい。

### (委員)

確認しましたら、国外犯罪被害者弔慰金支給制度というものがあり、日本で犯罪と言われる 罪と同じような罪で、海外で被害を被った方や亡くなった方に対しては、給付金を支給でき るという制度がある。

それなので市でも救済しても良いのでは。

### (座長)

客観的にどう認定できるかということになる。

警察の被害届以外での客観的担保をどうするかは今後検討していきましょう。

では第1回懇話会の意見に対する事務局の回答について進めていきたいと思うので、④、⑤ 合わせてご説明お願いしたい。

### (事務局)

総合的対応窓口への専門職員の設置については、現在、人員の配置に向けて調整しているが、 ②の専門的な窓口を区役所に設置することについては、人事の配置及び管理監督の面で人 員を配置することはできない。また、当課に配属する予定の専門職員を区役所に派遣し対応 することも考えたが、現状では難しい状況であることから、本庁のみの対応を考えている。

### (座長)

この点、ご意見お願いしたい。

#### (委員)

以前、ある事案で区役所の方と対応したが、知識や経験がなく、こちらが主導で対応してい かなければならなかった。

被害者本人の要望を受けて、グループホームを探してもらうことも家財処理の業者の手配 にも対応した。

今回は区の職員が行わなかったので対応したが、本来は居住や生活については、区役所の諸 制度があり、区の窓口を中心として対応すべきだと思う。

### (委員)

区役所に置く職員は専門職でなくていい。

専門でなくても対応していただける方を置いてほしい、制度を設けてほしい。

#### (委員)

詳しくは言えないが、生活保護が必要な方で自宅にいられない方、所持金1500円、緊急的に生活保護をお願いしたかった。

今の避難先と居住の実態が違うという理由により断られ続けた挙句、長時間待たされて、ようやく生活保護の申請を受け付けた事例がある。

それも真に緊急性のあるケースにもかかわらず、このような対応となった。

各区役所には、専門的な方ではなくて構わないので、窓口を設置してほしい。

#### (座長)

本庁に専門職員を置くというのはどこに。

8階に行かないと会えないのか。

## (事務局)

専門職員が配属されれば、本庁舎8階(市民生活安全課)の執務室内に常駐する予定。

### (座長)

それは庁舎に来てわかるものか。

## (事務局)

本庁舎1階の総合窓口等でご案内できるよう調整する。

### (座長)

もしこれだと区役所には行っても意味がないことになる。

# (事務局)

委員の方々が言われることは十分理解できますが、当課の業務に応対できる職員を各区に 設置することになると、その職員を管理・監督する職員をさらに配置しなくてはならなくな るなどもあることから、各区に職員を配置するのは困難。

区役所で申請受付が出来ても、相談が本庁になってしまうと不便になってしまうので、本庁で一本化した方が、利便性は高まる。また、その職員に対し、管理監督責任者を設置するなど、相談員1名に対し、複数の職員が必要になるなど、人員の確保が困難。

### (委員)

もし、人的なリソースであれば、一つの例ですが、ある銀行に行ったときに窓口でリモート 対応での案内していただいた。

システム導入なので予算的な問題があるかと思うが、一つ参考として挙げさせていただいたが、対応の方法は他にもあるのでは。

### (座長)

区役所に置くとしたら、職員を派遣しなければならないというのは大前提なのか。 区の職員に教育を行い、相談窓口で受けてもらうということはできないのか。

#### (事務局)

職員の教育では、本事業に関わる所管課の職員に対して実施しておりますが、今後もさらに 対象を広げて周知等を行う必要がある。また、職員研修では、研修内容を精査するとともに、 回数を増やすなど、充実させる必要がある。

#### (委員)

専門職の設置について、犯罪被害者相談員という名を持っていた方だったから、窓口に行ったが、知識もなく話もかみ合わなかった。

実際には専門職ではなかったため、時間の無駄になってしまった。 専門職の配置は必要だと思う。

例えば、市内在住の方で被害に遭った場合、市役所で支援を受けたいときは浦和まで来なければならないのか。

区役所まで来て下さるのか。

### (事務局)

本事業を運用していく上での課題にもなっていますが、本人の要望があれば本庁舎以外でも相談等できる方向で考えている。

# (委員)

リモートでというのも被害者は人目を気にするので、専用の部屋などの確保ができる前提 の話でよろしいか。

# (事務局)

相談室を設置する場合は、プライバシーが確保できるよう取組む。

# (委員)

犯罪被害に遭われた方は、緊急性が高い場合が多い、本庁に 1 人 2 人いるだけで対応しきれるのかなというのは感じる。

区役所に専門ではなくても、話を聞いてつなげる人がいるだけで違うのではないかなと思う。

通常の職員の方で相談対応してくれる人がいてくれた方が良い。

### (委員)

相談対応窓口の方につなげる方は確保していただきたい。

ここ最近被害が増えていて、緊急に対応しなければならない事案があることからぜひとも お願いしたいところ。

### (座長)

区役所の中で対応してくれとは言えないのか。

言えない理由があるのか。

### (事務局)

区役所の担当所管課を決めることや、兼務辞令なども併せて必要になるなど、現状、当課で は確実な回答はできない。

# (座長)

であれば、色々問題点があるが前向きに検討しますならわかるが、先ほどの回答だと「できません、やりません」みたいに聞こえてしまう。

# (事務局)

現状では困難。

### (座長)

それはなぜ。

# (事務局)

条例施行(4月1日)に合わせて人員を確保するのは困難。関係所管との調整になるので、 そのような方向で調整を始めることはできる。

区役所で相談したいという方がいれば、区役所に伺い対応することは想定している。

### (座長)

既に8月なので、あれもこれも全て間に合うかというと、様々な課題があるのはわかる。 ただ、実際問題、条例及び要綱を整備したものの、窓口が市役所にしかありませんというの では意味がない。

人事の関係で対応しきれないのかもしれないとしても、令和4年には対応できるような姿勢が良いのではないのか。

制度ができても、対応する人がいないのでは意味がない。

浦和だけというのは交通弱者などに対して厳しいので、区役所にも配置すべき。

# (委員)

埼玉県の防犯・交通安全課のどなたかに犯罪被害者に関する研修をお願いする等、育成する ことはできないのか。

#### (委員)

犯罪被害者がいないわけではなく、条例施行と人員確保は同時進行していくべき。

### (座長)

我々は専門職を求めていない。

他市において、区役所で窓口をどう対応していているか確認お願いしたい。

続きまして、⑥税金の支払いについて説明お願いしたい。

### (事務局)

税金の支払いについては、個々の事情によって対応が異なるので、条例や要綱のなかで統一 した見解を示すのは極めて難しい。

市税に関わる案件については、税職員と当課の相談員が実情に合わせて連携し、対応する方向で調整を進める。

# (座長)

ご意見が特にないので、続いて⑧生活保護受給者への支援について説明をお願いしたい。

# (事務局)

生活保護受給者への支援について、生活福祉課と協議を進めており、見舞金と保険適応外の 医療費、一時避難費用、転居費用、家賃補助といった費用などの支援については償還払いを 前提として収入認定の除外適応できる方向で調整を進めている。

額については、金額によるので、これから詳細は詰めていく。

### (座長)

償還払い前提というのは。

### (事務局)

サービスを受ける方が一旦病院に支払った後、市が支払うことを想定している。

# (委員)

立替払いということか。

#### (事務局)

被害者の方が病院にお支払いいただいたものを市が後で個人の方にお返しすること。

#### (座長)

お金がないから困っているはず。

生活保護でもらうお金は生活費で使うので、それ以上余裕がない。

自分で払って後で出しますは無理ではないか。

### (委員)

イメージとしては払えない分の補助ですよね。

# (委員)

この辺は想定されていたのか。

## (事務局)

支払いの用途は問題ないと聞いているので、再度、概算払いを前提に所管課と協議を進める。

# (座長)

⑨、⑩合わせて説明お願いしたい。

#### (事務局)

⑨の緊急一時避難と転居。

すぐに入居できる住居を確保するためには、体制の整備や費用負担などの課題があるので、 一般的な宿泊施設を利用してもらい、その滞在費用の一部を助成する方向で検討する。

⑩市営住宅の空き部屋の情報ですが、早急にこうした情報が入手できるよう所管課と調整する。

### (座長)

皆様ご意見はあるか。

意見が無いようなので、次に進む。

①について説明お願いたい。

## (事務局)

カウンセリング費用の上限金額の導入について

本市では、長期的な支援策として、カウンセリング費用の助成を考えているが、犯罪被害者 にとってどちらが有効的であるかも含めてさらに検討する。

### (座長)

これは要綱の要件をどうするか詰めていくということですね。

これで第1回の懇話会で出た意見に対する回答も含めて対応していただいたので、ここから要綱の話を進めていく。

いろいろ考えていると本当に難しいところではある。

まず、資料3の犯罪被疑者等支援対象者の比較表を見ていただきたいが、対象者だけでも各市で相当異なる。

それぞれの支援の内容でも対象者が違う。

見舞金支援金に関して、遺族見舞金の遺族の範囲か。

例えば犯罪被害者の配偶者であれば対象となるが、婚姻届けを出していないが事実上婚姻 関係にあるもの、さいたま市もパートナーシップの要綱ができたので、いわゆるパートナー シップの関係にあったものを遺族に含める必要があるかは、議論が必要かと思いますが皆 さんいかがか。

### (委員)

父母とありますが、これは実父前提ですか。

#### (座長)

養父母がいた場合の優先順位についても、議論が必要になる。

# (委員)

神戸市は事実婚を含んでいるのですね。

### (座長)

はい。事実婚を含んでいるところがほとんどだというのが私の感覚。

事実上婚姻関係と同様の関係にあったことをどうやって判断するかというところもある。 住民票が同一世帯であるとか、世帯主との関係について同居人と表記されることもある。

#### (事務局)

一応内縁の妻と表示できる場合もある。

### (座長)

内縁の妻の標記に限り、同居人では駄目というのは、どうか。同居人と記載のケースも、それなりにある気がする。

同一世帯であれば、ある程度婚姻関係と同様の関係ともいえるのではないか。

少なくとも内縁の妻は、民事的な部分についても保護されるところがあるので同じように 扱う必要があると思う。

あとは、どういった提出資料が必要かというところである。

#### (座長)

さいたま市はパートナーシップの要綱が作られているので客観性を担保できるのではないか。

さいたま市としては、入れる前提でいると理解してよいか。

# (事務局)

そのとおり。

### (座長)

ではあと、父母というところであるが、父母と書いてあってそこに但し書きで養父母を先に し、実父母を後にするといった順番を明記しているところがあった。

これはそれでよいかと。

問題は重傷病見舞金、大阪市は怪我の程度が1ケ月以上(過失は3ケ月以上)、過失もいれている。過失を入れるか入れないかの問題が1つある。

他の市では、1 ケ月以上の療養としているところが多いが、大阪市はかつ 3 日以上の入院、 あと 1 ケ月以上の療養かつその症状程度で 3 日以上労務に服することができない程度であ る精神疾患を負った被害者と結構ハードルを上げている。

あくまで見舞金の話なので 1 ケ月未満であっても他の支援は使えるような作り方もあると 思う。

# (委員)

大阪市は過失入れているけど犯給に近い。

### (座長)

1 ケ月以上の療養以外に入院を入れる必要があるか。 入院に至るケースはそれほどないのでは。

### (委員)

最近は骨折しても早めに退院できますからね。 鼻とかは骨折しても入院しない。

#### (座長)

横浜市は死亡、1か月以上の加療かつ入院3日以上の重傷病。

名古屋市は全治1ケ月以上(加療要する)

ちなみに、県内の春日部市とか久喜市は1ケ月以上かつ3日以上の入院にしている。

# (委員)

1 ケ月以上の加療だけだと申請数が膨大になる可能性があるので入院を入れている。 予算次第なのでは。

### (事務局)

他の政令市では、警察庁犯罪被害者支援室の犯罪被害給付金制度の重傷病の基準を準用している。

# (座長)

最初はそれを基準にするしかないか。

性犯罪に関して見舞金を、大阪市とか横浜市、札幌市のように出すのか。

当然重傷病に当たる場合は、どちらかしか該当にならない。

重傷病の怪我に該当しないけど性犯罪にあったとき、性犯罪も幅広いので罪名を限定しないといけない。

強制性交、準強制性交、監護者性交か。

強制わいせつ入れると予算が足りなくなると思う。

そうすると大阪市のような基準が、実際的なのかなと。

そこで過失をどうするか。

# (委員)

過失は犯給対象外である。

### (委員)

数的には過失が入る、入らないで数が変わってくる。

# (委員)

事故が入ってくるため相当数増える。

### (委員)

言葉を捕まえるなら、見舞いという言葉をどう位置付けるか。

### (座長)

条例の方に係わってくるが、犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図る目的で見舞金の支給を行うとしている。

### (委員)

過失でもダメージを受けているわけだから、それを見舞いとしてとらえるのであれば入る。

# (委員)

入れられるのであれば過失は入れたい。

### (座長)

資料4の2枚目、交通事故の取り扱いでは、

A市は交通事故は対象外。無保険でも対象外。危険運転は対象となる。

B市は全て対象外。

C市は無保険の場合は支給対象となる場合がある。

D市は対象となる。

### (委員)

無保険で大変な思いをしている方もいる・

#### (座長)

そういうケースを完全に排除するのもどうかと思う。

過失だから全部除くのはおかしい。

保険が出るといっても、出るまでには時間がかかる。

過失、特に交通事故を含めるかは、要検討。

過失を含むとなると、業務上過失致死も入る。

# (委員)

遺族の方も過失の例えば業務上過失も含まれるということか。

過失犯はあくまで重傷病か。

今現在遺族の方に含まれているという解釈でよいか。

### (座長)

大阪市の見舞金は犯罪等の被害を原因として犯罪等の被害者及びその家族または遺族に対し、自動車損害賠償保障法、その他の法令による給付等に制定される…結局無保険等の場合を前提としている。

### (委員)

自賠責も入らないのか。

#### (座長)

結局は予算による部分である。

全体的なところで考えていく必要がある。

怪我の程度なのか、過失も含むのか、どの時点で市民でなければいけないのか。

犯罪時、被害に遭った時だけでなく、申請時も市民なのか、さいたま市で税金を出す以上そうなるのか。

犯罪に遭われた時点で市民であれば、その後理由があって引越しをした場合でも支給して もらえるべきだと思う。

# (座長)

ただ、例えば、精神的な被害に関しては長期でと考えた時に、その間さいたま市で対応し続けられるかという話も出てくる。

#### (委員)

項目ごとに分けるべきですね。

### (座長)

見舞金であれば、被害時は市民で、申請はいろいろあって1年後になってしまって、その時点で市外に住んでいる場合は良いかもしれないが、継続的に発生するものについては、発生するときにはさいたま市に居住していなければいけないかと。

支援を受けるときにはさいたま市民でないとおかしいと思う。

被害時、費用が発生する時点、申請時、すべての時点でさいたま市民でないといけないパターンと申請時はそうでなくても構わないパターン、被害時にさいたま市民でないといけないパターンの3つが考えられる。

前回の懇話会のときに挙がった遡及の点はいかがか。

# (委員)

カウンセリングについては遡っても良いと思う。

去年被害に遭った方がかわいそう、長期的に必要な支援なので。

#### (座長)

遡る年数の根拠が必要になる。

基準の設定が難しくなる。

令和3年4月1日以降だとすると、これから相談を受ける方については、市や県や援助センターなどでは当然条例があることは把握しているので、条例が使えるよう資料を取っておくが、今まで対応して来た方で資料がない方はどのように客観性を担保するのか。

支援対象外となる場合についてであるが、被害者に責めに帰すべき行為がある場合や暴力 団と密接な関係がある場合や犯罪を容認していた場合、社会通念上支援が適切でない場合 は当然。

1つ引っかかるのが、加害者との間に親族関係がある場合を支援対象外とすること。これだと、性犯罪が親からによるものだった場合出なくなってしまうのでは。

性被害で今は赤の他人より身内の方が多いので、これでくくってしまうと出ないですよね。

### (座長)

大阪市は見舞金も加害者との親族関係がある場合を排除しているが、加害者との親族関係がある場合は生活資金の支給を受けるべき 18 歳未満のものを除くとある。

例外規定している。

婚姻を継続しがたい重要な事由が生じた場合、その他当該親族関係が破綻していると認め られる場合もこの限りではないとして、例外を認めている。

あとは申請期間。

犯給法は、知ったときから 2 年を経過したとき、被害が発生してから 7 年経過したときは 申請できない。

申請期間が1年というのは、これは根拠がわからない。

### (委員)

期間的には2年だったらいいと思う。

### (座長)

重大な刑事事件とかだと、裁判が1年後とかになることもある。 その間お金の話に気持ちがいかない、その間に申請期間を過ぎてしまう。

# (委員)

そのうち民事の手続きにも追われてしまう。

#### (座長)

犯給法を基準に2年で。

見舞金はこれで良いとして、そのほかのカウンセリングなどもろもろは。 全て同じか。

#### (委員)

初診日から 3 年というところもあれば、犯罪行為が行われた時から 3 年というところもある。

一番よくあるのが、被害発生した後に、被疑者が捕まるまで耐えられなくなり、3年後に捕まったとして、その人にカウンセリングを出すか出さないか話になるので、犯罪行為よりは犯罪の被害を知った日からで良いのでは。

届出して、捕まっていません、何年後かに捕まりましたってなったらその時からってことで すよね。

# (委員)

病院もいつ行くかわからない。

# (座長)

だから大阪市は初診から3年にしているんでしょうね。

# (委員)

そういう起算の方が最初いつ行くかわからないから良いかもしれない。

# (座長)

名古屋市は犯罪行為が行われた平成 30 年 4 月 1 日~平成 34 年 3 月 31 日までとあるが、施行はいつ。

# (委員)

平成30年4月1日。

### (座長)

なんでこの期間の間のみなのか。

### (委員)

要綱できたのが遅かったのでは

#### (事務局)

条例施行は平成30年4月1日だったが、窓口設置は7月1日になったのでこういう書き方になった。

3か月の準備期間があったようです。

#### (座長)

期間の規定は関係ないのではないか。

資料 3 の 5 ページ目の名古屋市のカウンセリング料のところで、犯罪行為が行われた平成 30 年 4 月 1 日~平成 34 年 3 月 31 日までの間、かつ初診日から…「かつ」ということは、カウンセリング料はこの 4 年間に起きた犯罪に関してしか出さないってこと

カウンセリングの意義っていうのも難しいが、自分の罪でもないのにそうなってしまう。 患者サイドから見て安心できる視点が必要。

お金がかわるので慎重に

# (事務局)

申請期間ではなく、精神医療支援の給付の対象期間を平成30年4月1日~平成34年3月31日までとしている。

# (委員)

申請期間は初診から起算して1年、2年、3年と定めた方が良いのでは。

# (座長)

初診日を基準に3年が良いのでは

転居費用についてはどうする。

転居費用に関しては1年がよいのでは。

さいたま市から転居者して2年、3年経った後に申請されるのはどうか。

### (委員)

二次転居を行うケースがあったかと思うが、そこは拾うか

# (座長)

家賃補助、一時避難費、ホームヘルプ費、一時保育費、教育関係費、基本的にこれは自身で 支払って、その領収書を付けて請求というイメージか。

# (事務局)

そのとおり。

### (委員)

あまり利用しないイメージですね。

始めは呼び水的な効果はあるかもしれないが、かなり長期的な治療になる。

どういう風に支援していくかが重要。

### (委員)

回数よりは金額の上限の方が公平性があると思う。 回数だと1回が3000円程度で終わってしまうときに、もったいない。 金額であれば、そこまで使える。

### (委員)

給付ではなく一部補助ではどうか。

# (委員)

一部補助だと生活費が苦しい方は残りを払えない可能性がある。

### (委員)

最初の入りを入りやすく考えると、金額上限を決めた方が効果的では。

一部補助だと払えない可能性があり、行かない方が出てきてしまう。

### (座長)

上限決めるのであれば、一部補助にする必要はない。

細かくするのであれば、金額の上限を決め、最初は全額補助をし、一定回数以上は一部補助 に切り替えるのはいかがか。

事務局側での支援の方向性はあるのか。

### (事務局)

イメージはあるので、次回資料を提出します。

事務局では利用回数や利用上限等の取扱いが定まってないなかでたたき台を作成している。

### (委員)

ないよりかはあった方が良い。

非常に長期になると家族全体が大変になってしまう。

一人だけの問題ではない。

つながりが切れてしまうことを恐れている。

長期的な視点と最初の入り方が重要。

### (委員)

細く長くということですね。

### (委員)

あるケースで金銭的にゆとりがある方で長期的な医療ケアが必要だった家庭があった。 母親と息子に精神的な症状が出てしまっており、それぞれ状態が良くなったり、悪くなったりを繰り返しており、未だに治療を行っている。

長期的でかつ家族単位で支援が必要な事例は実際にある。

# (委員)

有効性を理解してもらうという意味では初期をつなぐというのが大事だと。 1回、2回、3回出るよっていうことが今後の通院につながっていく方が増えるのでは。

### (座長)

次回のたたき台を見てからにしましょうか。

過失犯はどうするかは。

# (事務局)

過失犯を入れる想定はしていますが、対象件数の増加を考慮すると厳しいと思われる。

### (委員)

さいたま市で条例ができて、市内全体で被害者にとっていい方向に行けば、条例を作った意味ができてくる。

#### (座長)

要綱だから、実際の必要性を確認しながら、何年かやってくうちに幅を広げた方が良いなど の意見が出てくるのかなと。

一旦は幅を広げず、ハードルは高めものにはなる。

最初だからそこは仕方がないか。

#### (事務局)

実績が把握できないので、運用しながら見直しをしていきたい。

### (委員)

予算は被害者支援全体の予算ですか。

被害者への支援や人材育成などもあるし、1事業体としての要求になるのか。

### (事務局)

支援と研修などの費用は分けて考えている。

一般的な見舞金は、多くの政令市が支給しているが、大阪市や札幌市、横浜市は性犯罪被害者に見舞金を支給している。

横浜市と札幌市の性犯罪の見舞金の意味合いが違っている。

大阪市では、性犯罪被害を受けた方に見舞金が支給されている。

神戸市では、性犯罪に特化した見舞金はないが、重傷病支援金に該当すれば支給している。 横浜市と札幌市では、性犯罪被害の未遂も対象とし、支給している。横浜市の性犯罪被害者 の場合、性犯罪の見舞金で支給し、重傷病になったときに差額を支給している。

他市の状況もそれぞれなので、性犯罪の未遂の取扱いは、現在、検討しているところ。 未遂でも条件的には刑法上の第 177 条第 178 条の 2 項第 179 条の 2 項第 241 条の未遂になる。

#### (委員)

書いていないのでどういう要件で出しているのか知りたい。

### (事務局)

こちらの案として次回示させていただきます。

#### (座長)

もう少し比較表を細かくしていただいた方が良い。

罪名について、どの時点を基準にするのか。

警察が逮捕する罪名と検察官が起訴する罪名がイコールにはならないことがある。

被害届を出した時の罪名よりも起訴時に落ちてしまうことがある。

#### (委員)

犯人が捕まらない限りは警察の判断だけになってしまう。

警察の判断だけであれば、罪名は高いので、被害者支援を受ける側はいいんでしょうけど。

#### (座長)

ここは検討する必要がある。

他市がどう判断しているのか気になる。

今日の議論としては以上でよろしいか。

次回の懇話会では、さいたま市の予算、他市の状況から必要な支援内容を中心に検討してい きたいと思うので、資料の修正をお願いしたい。